

「中央区一般廃棄物処理基本計画」の改定

1 概要

「中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に基づき、区内の一般廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに適正処理を確保するため、中央区一般廃棄物処理基本計画を策定している。

平成22年度に改定した現行計画は、10カ年計画として概ね5年ごとに見直すこととしており、本年度に5年を経過することから、国や都などの動向や清掃・リサイクルの現状を分析し、循環型社会の実現に向けた取り組みを一層推進するため、基本計画を改定する。

2 計画の期間

平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間とする。

3 計画の対象廃棄物

区から発生する廃棄物（「一般廃棄物」と区が処理することができる」と定めている「あわせ産業廃棄物」）

4 スケジュール

平成27年	5月	第1回清掃リサイクル推進協議会
	8月	第2回清掃リサイクル推進協議会
	9月	第3回清掃リサイクル推進協議会（中間報告案）
平成27年10月		環境保全推進委員会幹事会 環境保全推進委員会、庁議、環境建設委員会
	11月	パブリックコメント実施
平成28年	1月	第4回清掃リサイクル推進協議会（最終案）
	2月	環境保全推進委員会幹事会 環境保全推進委員会、庁議、環境建設委員会
	3月	配布